

## 参考資料

- 1 策定経緯
- 2 富山県障害者施策推進協議会条例
- 3 富山県障害者施策推進協議会委員名簿
- 4 関係条例  
障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例  
富山県手話言語条例
- 5 用語集

## 1 策定経緯

平成30年 7月25日	●第1回富山県障害者施策推進協議会 富山県障害者計画の策定について
8月 4日	JDF（日本障害フォーラム）地方公聴会
8月24日 ～9月17日	県政世論調査（障害者福祉の充実について）
9月28日	第1回富山県手話施策推進協議会
10月 5日	●第2回富山県障害者施策推進協議会 富山県障害者計画の素案について
10月19日	市町村・障害者関係団体への素案意見照会
11月15日	第2回富山県手話施策推進協議会
12月19日	●第3回富山県障害者施策推進協議会 富山県障害者計画の指標及び数値目標について
平成31年 1月17日	第3回富山県手話施策推進協議会
1月18日 ～2月15日	パブリックコメントの実施
3月22日	●第4回富山県障害者施策推進協議会 富山県障害者計画案について

## 2 富山県障害者施策推進協議会条例 (昭和 47 年 富山県条例第 47 号)

### (趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 1 項に規定する機関の名称、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平 6 条例 4 ・ 平 12 条例 44 ・ 平 16 条例 51 ・ 平 23 条例 42 ・ 平 24 条例 1 ・ 一部改正）

### (名称)

第2条 障害者基本法第 36 条第 1 項に規定する機関の名称は、富山県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

（平 24 条例 1 ・ 追加）

### (組織)

第3条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 市町村の長

(2) 県及び関係行政機関の職員

(3) 学識経験のある者

(4) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 委員の任期は、前項第 1 号及び第 2 号の委員にあつてはそれぞれその職にある期間とし、同項第 3 号及び第 4 号の委員にあつては 2 年とする。ただし、同項第 3 号及び第 4 号の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（平 6 条例 4 ・ 平 17 条例 112 ・ 一部改正、平 24 条例 1 ・ 旧第 2 条繰下）

### (会長)

第4条 協議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（平 24 条例 1 ・ 旧第 3 条繰下）

### (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（平 24 条例 1 ・ 旧第 4 条繰下）

### (幹事)

第6条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

（平 24 条例 1 ・ 旧第 5 条繰下）

### (細則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

（平 17 条例 112 ・ 一部改正、平 24 条例 1 ・ 旧第 6 条繰下）

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成 6 年条例第 4 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成 6 年規則第 30 号で平成 6 年 6 月 1 日から施行）

#### 附 則（平成 12 年条例第 44 号）抄

##### （施行期日）

1 この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

#### 附 則（平成 16 年条例第 51 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律

（平成 16 年法律第 80 号）第 2 条の規定の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成 17 年 4 月 18 日）

#### 附 則（平成 17 年条例第 112 号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成 23 年条例第 42 号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成 24 年条例第 1 号）

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 90 号）第 2 条の規定の施行の日から施行する。（施行の日＝平成 24 年 5 月 21 日）

### 3 富山県障害者施策推進協議会委員名簿

任期 2018.6.1 ~2020.5.31

区分	役職名	氏名
1号委員 市町村長	富山県市長会会長	森 雅志
	富山県町村会副会長	舟橋 貴之
2号委員 県及び関係行政 機関職員	しらとり支援学校長	荻布 知寿子
3号委員 学識経験者	(福)富山県社会福祉協議会専務理事	車 司
	富山障害者就業・生活支援センター所長	土居 恵利子
	富山県民生委員児童委員協議会副会長	高山 礼子
	富山県精神科医会会长	木戸 日出喜
	富山県ホームヘルパー協議会会长	手塚 裕子
	(公社)富山県看護協会会长	大井 きよみ
	富山国際学園富山短期大学学長	宮田 伸朗
4号委員 障害者及び障害 者の福祉に関する事 業従事者	(一社)富山県手をつなぐ育成会常務理事	平野 幹夫
	(福)富山県聴覚障害者協会理事長	石倉 義則
	(一社)富山県身体障害者福祉協会常務理事	鳴田 幸恵
	(NPO)富山県精神保健福祉家族連合会副理事長	折江 鈴子
	独立行政法人国立病院機構富山病院長	三浦 正義
	富山県知的障害者福祉協会会长	上田 隆司
	(福)富山県視覚障害者協会会长	塘添 誠次
	富山県重症心身障害児(者)を守る会会长	藤澤 喜一
	とやま発達障がい親の会会长	八幡 祐子
	(NPO)難病ネットワークとやま副理事長	三部 庫造

○オブザーバー

富山福祉短期大学教授

鷹西 恒

富山市障害福祉課長

沼崎 益大

## 4 関係条例

### 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（平成26年富山県条例第77号）

#### 目次

##### 前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 障害を理由とする差別の禁止（第8条）

第3章 障害を理由とする差別を解消するための施策

　　第1節 相談体制（第9条—第13条）

　　第2節 富山県障害のある人の相談に関する調整委員会（第14条）

　　第3節 対象事案の解決のための手続（第15条—第21条）

　　第4節 普及啓発等（第22条・第23条）

　　第5節 協議会の設置（第24条）

第4章 雜則（第25条）

##### 附則

すべての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人であり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現が望まれる。

これまで本県においては、誰もが幸せを感じる富山型共生社会の創造を目指して、障害のある人の福祉向上のため様々な取組が行われ、障害及び障害のある人に対する県民の理解は徐々に深まっている。

しかしながら、障害のある人の地域移行や社会進出が進む中、今なお障害のある人が、日常生活や社会生活の様々な場において、障害を理由とする差別や様々な社会的な障壁によって、暮らしにくさを感じている実態があり、障害のある人もない人も、互いに納得のできる社会的な配慮が一層求められている。

また、本県においては、障害のある人は増加傾向にあり、高齢化や障害の重度化、多様化が進んでいる。少子高齢化が進み、地域の担い手が減少していく中にあって、今後、本県が持続可能な社会を構築していくためには、障害のある人もない人もそれぞれが地域における役割を担い、共生する地域づくりを早急に進めていく必要がある。

このような状況を踏まえ、私たちは、障害のある人が必要とする福祉、医療、雇用、教育等を充実させるとともに、障害及び障害のある人の現状と課題について理解を深め、障害の有無によって分け隔てられることのない社会づくりに、県民を挙げて取り組まなければならない。

ここに、障害を理由とするいかなる差別もなくし、すべての障害のある人の人権が尊重され、県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくりを目指して、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消について、基本理念を定め、並びに県及び県民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）と相まって、すべての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

3 この条例において「障害を理由とする差別」とは、障害のある人に対し、正当な理由なく障害を理由とする不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしないことをいう。

##### （基本理念）

第3条 第1条に規定する社会の実現は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) すべての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) すべての障害のある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) すべての障害のある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (4) すべての障害のある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- (5) 障害を理由とする差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じてること及び誰もが障害を有することとなる可能性があることを踏まえ、障害のある人だけでなくすべての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。

- (県の責務)  
**第4条** 県は、前条に掲げる基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- (市町村との連携)  
**第5条** 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。
- 2** 県は、市町村が障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。
- (県民の責務)  
**第6条** 県民は、第3条に掲げる基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための施策に協力するよう努めるものとする。
- (財政上の措置)  
**第7条** 県は、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 第2章 障害を理由とする差別の禁止**
- 第8条** 何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする差別をしてはならない。
- 2** 何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害のある人の保護者、後見人その他の関係者が当該障害のある人の代理人として行ったもの及びこれらの者が当該障害のある人の補佐人として行った補佐に係るものを含む。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
- 3** 知事は、前2項の規定の徹底を図るため、福祉サービス、医療、商品販売及びサービス、労働及び雇用、教育、建築物の利用、交通機関の利用、不動産取引、情報の提供、意思表示の受領その他の障害のある人の日常生活又は社会生活に関する分野において特に配慮すべき事項を定めるものとする。
- 第3章 障害を理由とする差別を解消するための施策**
- 第1節 相談体制**
- (特定相談)  
**第9条** 何人も、県に対し、障害を理由とする差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。
- 2** 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
  - (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
  - (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。
- (地域相談員)  
**第10条** 知事は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。
- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員
  - (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、障害のある人の福祉の増進に関し熱意と識見を持っている者であって知事が適当と認めるもの
- 2** 知事は、前項第3号に掲げる者に委託をしようとするときは、あらかじめ、富山県障害のある人の相談に関する調整委員会（第14条に規定する富山県障害のある人の相談に関する調整委員会をいう。次条第2項において同じ。）の意見を聴かなければならない。
- 3** 第1項の規定により委託を受けた者（以下「地域相談員」という。）は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。
- 4** 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。
- (広域専門相談員)  
**第11条** 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる者を、広域専門相談員として委嘱することができる。
- (1) 地域相談員に対する指導及び助言
  - (2) 特定相談のあった事例の調査研究
  - (3) 第9条第2項各号に掲げる業務
  - (4) 第16条第3項の規定による調査
- 2** 知事は、前項の規定による委嘱をしようとするときは、あらかじめ、富山県障害のある人の相談に関する調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 3** 広域専門相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。
- 4** 広域専門相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

## (指導及び助言)

第12条 地域相談員は、特定相談について、必要に応じ、広域専門相談員に対し、指導及び助言を求めることができる。

2 広域専門相談員は、前項の規定による求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

## (連携及び協力)

第13条 専門的知識をもって障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者及び機関は、知事、地域相談員及び広域専門相談員と連携し、この条例による施策の実施に協力するよう努めるものとする。

## 第2節 富山県障害のある人の相談に関する調整委員会

第14条 障害を理由とする差別を解消するための施策に関する重要事項について調査審議するため、富山県障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

2 調整委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 調整委員会は、委員20人以内をもって組織する。

4 委員は、障害のある人及び福祉、医療、雇用、教育その他の障害のある人の権利の擁護について優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

5 委員は、この条例に基づき職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 この条例に規定するもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第3節 対象事案の解決のための手続

## (助言又はあっせんの申立て)

第15条 障害のある人は、自己に対する障害を理由とする差別に該当する事案（以下「対象事案」という。）の解決を図るため、知事に対し、助言又はあっせんの申立てをすることができる。

2 対象事案に係る障害のある人の家族その他の関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが障害のある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前2項の申立ては、第9条第2項に規定する特定相談への対応を経た後でなければ、することができない。

4 第1項及び第2項の申立ては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく審査請求又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。  
(平28条例2・一部改正)

## (事実の調査)

第16条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。

2 地域相談員及び広域専門相談員は、知事からの要請があったときは、前項の規定による調査に協力しなければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、広域専門相談員に、第1項の規定による調査の全部又は一部を行わせることができる。

4 地域相談員は、前項の規定による調査に関し、広域専門相談員からの要請があったときは、当該調査に協力しなければならない。

5 前条第1項又は第2項の申立てがなされた対象事案に係る者（当該申立てを行った者を含む。以下「対象事案関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、第1項又は第3項の規定による調査に協力しなければならない。

6 第1項の規定による調査を担当する県職員又は第3項の規定による調査を担当する広域専門相談員は、当該調査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 第1項又は第3項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
(助言又はあっせん)

第17条 知事は、第15条第1項又は第2項の申立てがあったときは、調整委員会に対して、当該申立てに係る事実の調査の結果を通知するとともに、助言又はあっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

2 調整委員会は、前項の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、助言又はあっせんを行うものとする。

(1) 助言又はあっせんの必要がないと認めるとき。

(2) 対象事案がその性質上助言又はあっせんをするのに適当でないと認めるとき。

3 調整委員会は、前項の規定による助言又はあっせんを行わないときは、知事に対して、その旨を報告するものとする。

4 調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案関係者に対して、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (勧告)

第18条 調整委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

(1) 正当な理由なく、第16条第1項又は第3項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した対象事

**案関係者**

- (2) 第16条第1項又は第3項の規定による調査に対して虚偽の資料の提出又は説明を行った対象事案関係者その他の関係者
- (3) 障害を理由とする差別をしたと認められる対象事案関係者が、正当な理由なく、当該あっせん案を受諾しないときにおける当該対象事案関係者

2 知事は、前項の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、勧告を行うものとする。  
(公表)

第19条 知事は、前条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(意見の聴取)

第20条 知事は、第18条の勧告又は前条の公表をしようとする場合には、あらかじめ、期日、場所及び対象事案の内容を示して、対象事案関係者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならぬ。ただし、当該対象事案関係者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告又は公表することができる。

(助言又はあっせんの手続の終了)

第21条 助言又はあっせんの手続は、次に掲げる事由のいずれかが生じたときに、終了する。

- (1) すべての対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾したとき。
- (2) その他助言又はあっせんを行う必要がなくなったとき。

2 調整委員会は、助言又はあっせんの手続が終了したときは、知事に対して、その結果を報告するものとする。

#### 第4節 普及啓発等

(普及啓発)

第22条 県は、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消することの重要性に関する県民の理解と関心の増進が図られるよう、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(障害及び障害のある人に関する教育の推進)

第23条 県は、学校において、児童及び生徒が障害及び障害のある人に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるものとする。

#### 第5節 協議会の設置

第24条 県は、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、県、県民、事業者、市町村、学識経験を有する者等で構成される協議会を組織し、当該協議会が円滑に運営されるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### 第4章 雜則

(規則への委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第14条、第24条及び次項の規定は、公布の日から施行する。  
(この条例の施行のために必要な準備)
- 2 第10条第1項の規定による地域相談員への業務の委託の手続その他の行為及び第11条第1項の規定による広域専門相談員の委嘱の手續その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。  
(検討)
- 3 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成28年条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 富山県手話言語条例（平成30年富山県条例第2号）

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 手話の普及等（第7条—第16条）

第3章 富山県手話施策推進協議会（第17条）

#### 附則

手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、ろう者がその意思や感情等を手や指の動き、表情などにより視覚的に表現する言語である。

我が国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。

大正時代以降、音声言語である日本語の使用がより重視されるようになり、発音発語と読話の訓練を中心とする口話法がろう教育に導入される一方、ろう学校における手話の使用は制約されることとなった。しかしながら、ろう者は、言語である手話を誇りを持ち、その理解と普及の促進に取り組んできた。

このの中、平成18年の国際連合総会において、障害者団体の参加の下に、障害者の権利に関する条約が採択され、手話は音声言語と同じく言語であることが国際的に認知されることとなった。我が国においても、平成23年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むことが規定され、さらに、平成26年には障害者の権利に関する条約が批准された。

また、本県では、平成26年に、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会づくりを進めるため、障害者団体等の意見を踏まえた、障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例を制定し、障害に対する知識や理解を深め、障害を理由とする差別の解消に取り組んできている。今後、法令やこの条例と相まって、手話に対する理解の促進、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を図ることが必要である。

ここに、ろう者が手話により意思疎通を行う権利が尊重されるとともに、ろう者とろう者以外の者が相互に理解し共生する富山県づくりを目指して、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の普及等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚障害者のうち、手話を言語として使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 手話の普及等 手話に対する理解の促進、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。

#### （基本理念）

第3条 手話の普及等は、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が豊かな人間性を涵養し、知的かつ心豊かな生活を営むために受け継がれてきた言語活動の文化的所産であることについての県民の認識の下に、行われなければならない。

2 手話の普及等は、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、行われなければならない。

#### （県の責務）

第4条 県は、前条に定める手話の普及等に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の普及等に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村、関係機関及び関係団体（以下「市町村等」という。）と連携し、及び協力して、手話の普及等の促進に努めるものとする。

3 県は、市町村が手話の普及等に関する施策を実施する場合は、当該市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

4 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、ろう者及び手話通訳者等（手話通訳者及び手話の普及等に關係する者をいう。以下同じ。）の協力を得るよう努めるものとする。

5 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮をするものとする。

#### （県民等の役割）

第5条 県民は、基本理念について理解を深めるよう努めるものとする。

2 ろう者及びろう者の団体（以下「ろう者等」という。）は、基本理念にのっとり、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話の普及等の促進に努めるものとする。

3 手話通訳者は、基本理念にのっとり、その職務に係る倫理と知識を保持し、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話通訳に関する技術の向上及び手話の普及等の促進に努めるものとする。

4 手話の普及等に關係する者は、基本理念にのっとり、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力

するとともに、手話の普及等の促進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮をするよう努めるものとする。

## 第2章 手話の普及等

(施策の策定、推進等)

第7条 知事は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、手話の普及等に関する施策を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項の規定により手話の普及等に関する施策を策定しようとするときは、あらかじめ、第17条の富山県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、第1項に規定する施策の変更について準用する。

4 知事は、第1項に規定する施策の実施状況を公表するものとする。

(相談及び意思疎通の支援体制の整備)

第8条 県は、市町村等と連携して、手話通訳者を派遣し、ろう者、その家族その他の関係者からの相談に応じ、及びろう者等への情報提供を行う拠点施設に対する支援を行うとともに、手話通訳者による意思疎通の支援を受けられる体制の整備を図るものとする。

2 県は、聴覚障害者である乳児又は幼児及びその保護者に対して、手話に関する情報の提供、相談、訓練その他必要な支援を行う体制の整備を図るものとする。

(手話による情報発信等)

第9条 県は、ろう者等が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、手話による情報発信を行うものとする。

2 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を迅速かつ的確に取得し、及び円滑に意思疎通を図ることができるよう、市町村等との連携その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(観光旅行者等への対応)

第10条 県は、ろう者である観光旅行者その他の滞在者が安心して県内に滞在することができるよう、手話の普及等に努めるものとする。

(手話通訳者の確保、養成等)

第11条 県は、市町村等と連携し、手話通訳者及びその指導者の確保及び養成並びに手話通訳に関する技術の向上を図るものとする。

(事業者への支援)

第12条 県は、第6条の規定により手話の使用に関して合理的な配慮を行う事業者に対して、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第13条 県は、市町村等、ろう者等及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保等を図るものとする。

2 県は、基本理念について理解を深め、手話に関する技術の向上のための取組を推進するため、その職員が手話に関し学習する機会の確保に努めるものとする。

(学校における手話の普及)

第14条 県は、聴覚障害者である幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう児」という。）が通学する学校において、当該ろう児が手話を学習し、手話により教育が受けられるよう、当該学校の教職員の手話に関する技術の向上のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、ろう児及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供、手話を使用した教育に関する相談その他必要な支援に関する措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、市町村等、ろう者等及び手話通訳者等と協力して、学校において、基本理念及び手話に対する理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第15条 県は、ろう者等及び手話通訳者等が手話の発展に資するために手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第3章 富山県手話施策推進協議会

第17条 次に掲げる事務を行わせるため、富山県手話施策推進協議会を置く。

(1) 第7条第2項の規定により知事に意見を述べること。

(2) この条例の施行に関し必要な事項について知事に意見を述べること。

2 富山県手話施策推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 5 用語集（ページは初出を表しています。）

### あ行

#### ○ I C T（情報通信技術）（P24）

「Information and Communication Technology」の略称。IT（Information Technology）よりも通信によるコミュニケーションの重要性を強調した言葉で、ネットワーク通信を利用した情報・知識の共有を重要視しています。

#### ○アール・ブリュット（P63）

「生（き）の芸術」という意味のフランス語で、正規の美術教育を受けていない人が、内面から湧き上がる衝動を既存の芸術に影響を受けていない絵画や造形という手法で表現したものといいます。

#### ○医療的ケア（P11）

たんの吸引や経管栄養の注入など、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為をいいます。

#### ○インクルーシブ教育システム（P54）

人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みであり、障害のある人が「教育制度一般」から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

#### ○うつ病（P52）

気分がひどく落ち込んだり何事にも興味が持てなくなったりして強い苦痛を感じ、日常の生活に支障が現れるまでになった状態を示します。

基本的な症状として、強い抑うつ気分、興味や喜びの喪失、食欲の障害、睡眠の障害、精神運動の障害、疲れやすさ、気力の減退、強い罪責感、思考力や集中力の低下などがあります。

#### ○エスコートゾーン（P28）

道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のことをいいます。

### か行

#### ○介護福祉士（P45）

「社会福祉士及び介護福祉士法」に位置付けられた介護業務に携わる人の国家資格。具体的には、身体上又は精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある人に対し、その状況に応じた介護を行うことや、介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする人をいいます。

#### ○介助犬（P28）

身体障害者補助犬の一種で、肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請などの補助を行う犬をいいます。

#### ○基幹相談支援センター（P32）

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて「地域移行・地域定着の取組」、「地域の相談支援体制の強化の取組」に係る業務を行うことを目的とする施設です。

## ○共生型サービス（P19）

介護保険又は障害福祉サービスのいずれかの指定を受けた事業所が、他方の制度の指定を受けやすくするもの。障害のある人が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするとともに、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、平成30年度に創設されました。

## ○強度行動障害（P45）

自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起きるため、特別に配慮された支援が必要となっている状態をいいます。

## ○緊急通報手段（ファックス110番、メール110番）（P31）

聴覚障害者等が、ファクシミリや携帯電話のメール機能を利用して警察への緊急通報を送信するシステムをいいます。

## ○くらしの安心ネットとやま（P31）

福祉関係団体、消費者団体等、協力機関（弁護士会等）、行政機関等がネットワークを形成し、最新の消費者被害情報の共有や連携を通じて消費者問題に適切かつ迅速に対応し、被害の未然防止、早期救済を図ることで安全・安心な消費生活の実現を目指す仕組みをいいます。

## ○グループホーム・共生型グループホーム（P27）

障害のある人が相談や日常生活上の援助等を受けながら共同生活を行う住居をいいます。

## ○ケアネット活動（P36）

一人暮らしの高齢者や障害のある人などの地域の要支援者一人一人に、地域住民自らがチームを結成し、見守りや声かけ、買物代行等の個別支援を行う活動をいいます。

## ○ケアマネジャー（介護支援専門員）（P44）

要介護者等の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス（訪問介護、デイサービスなど）を受けられるようケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う人をいいます。

## ○高次脳機能障害（P9）

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として生じる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害をいいます。これに起因して日常生活又は社会生活への適応が困難となる場合があります。

## ○合理的配慮（P2）

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったときに、過重な負担とならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことをいいます。

## ○コミュニケーションボード（P31）

話し言葉によるコミュニケーションが困難な人に対し、文字やイラストなどを指で示すことで、意思の疎通を支援するためのボードをいいます。

## ○コミュニティ・ソーシャルワーカー（P36）

地域において、支援を必要とする人々に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行うとともに、新たなサービスの開発や公的制度との関係を調整する、社会福祉に関する知識を有した専門職です。

**き行****○視覚障害者用誘導ブロック (P17)**

視覚障害のある人に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいいます。「点字ブロック」ともいいます。

**○児童発達支援センター (P56)**

障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う施設をいいます。

**○社会に学ぶ「14歳の挑戦」(P18)**

中学2年生が、5日間学校外で職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に参加することにより、規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなど、生涯にわたってたくましく生き抜く力を身につける本県独自の取組をいいます。

**○社会福祉士 (P45)**

「社会福祉士及び介護福祉士法」に位置付けられた介護業務に携わる人の国家資格。具体的には、身体上又は精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある人に対し、福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする人をいいます。

**○周産期母子医療センター (P47)**

出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度で専門的な医療を提供する医療機関であり、二次医療圏ごとに1つ以上、計6つの医療機関が指定されています。

**○重症心身障害児者 (P45)**

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児者をいいます。

**○重症心身障害児（者）レスパイトサービス事業 (P38)**

在宅の重症心身障害児者に集団交流の機会を提供することにより、家族を一時的に介護から解放し、日頃の介護による心身の疲れの回復を図る事業です。

**○住宅性能表示制度 (P27)**

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、国土交通大臣が指定する第三者機関が住宅の性能（構造の安全、火災時の安全、劣化の軽減、温熱環境など）を評価し、項目ごとに等級で表示する制度をいいます。

**○就労支援事業所 (P61)**

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に対し就労の機会を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供する事業所をいいます。

**○手話通訳者 (P24)**

手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び技術基本を習得している者をいいます。また、手話通訳の技能を持つ人の総称として、手話通訳士、手話奉仕員を含む意味で使用される場合もあります。

**○障害児通所支援 (P56)**

児童福祉法に規定されている「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「居宅訪問型児童発達支援」及び「保育所等訪問支援」の総称です。

**○障害児等療育支援事業 (P34)**

在宅障害児者のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障害児者施設の有する機能を活用し、療育、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行い、地域の在宅障害児者及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業をいいます。

## ○障害者雇用納付金制度（P60）

障害者雇用率未達成の民間企業（常用雇用労働者数100人超）から納付金を徴収するとともに、一定水準を超えて障害のある人を雇用している民間企業に対して、障害者雇用調整金、報奨金を支給するものです。

## ○障害者雇用率（P60）

障害者の雇用の促進等に関する法律によって定められた身体・知的・精神障害者の雇用割合をいいます。

## ○障害者週間（P17）

障害者基本法において、国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、12月3日から9日までの1週間を障害者週間と定め、国及び地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされています。

## ○障害者就業・生活支援センター（P34）

就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象として、身近な地域で雇用・福祉・教育等の関係機関との連絡の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を一体的に実施しています。

## ○障害者職業センター（P55）

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」が運営する施設で、ハローワーク等の関係機関と緊密な連携を図り、障害のある人及び事業主に対する専門的な相談・援助、障害のある人の職業支援に携わる地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助を行っています。

## ○障害者スポーツ指導員（P62）

障害者スポーツの普及・啓発を推進する者をいい、（公財）日本障がい者スポーツ協会の公認資格として初級・中級・上級の3種類の資格区分があります。

## ○障害者スポーツ審判員（P62）

一般競技とルールが異なる障害者スポーツについての審判を行う者をいいます。

## ○障害者110番（P22）

一般社団法人富山県手をつなぐ育成会に常設相談窓口を設置し、障害のある人の権利擁護に関する相談等を受け付ける事業で、内容に応じて弁護士等による相談チームを編成して専門相談を行うほか、必要に応じて専門機関への依頼を行っています。[TEL 076-441-7214、FAX 076-441-7255]

## ○障害者用駐車スペース（P17）

車の乗り降りに広いスペースが必要な車椅子使用者等のために、施設の入り口に近い箇所に比較的広いスペースを設けた駐車スペースのことをいいます。

## ○障害児わくわく子育て支援事業（P38）

特別支援学校等に通学している障害のある子どもに対し、放課後や長期休暇中の遊び等の場を設けて、障害のある子どもの主体性や社会性を育成するとともに、保護者の介護の負担を軽減することを目的とする事業をいいます。

## ○障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（P2）

障害を理由とする差別の解消について、基本理念を定め、並びに県及び県民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）と相まって、全ての障害のあ

る人が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする条例です。平成28年4月1日から施行しています。

#### ○障害福祉サービス等情報公表制度（P25）

事業者が障害福祉サービスの内容等を都道府県等へ報告し、都道府県知事等が報告された内容を公表することで利用者が良質なサービスをできるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図る制度のことをいいます。

#### ○障害保健福祉圏域（P13）

障害者施策について、地域的に均衡のとれた施設配置や効果的な施設展開を実現するため、4つの障害保健福祉圏域（富山、高岡、新川、砺波）を設定しています。

#### ○触手話（P25）

盲ろう者とのコミュニケーション方法の一つで、送り手のする手話に受け手が触れて、内容を読み取る方法をいいます。

#### ○ジョブコーチ（職場適応援助者）（P41）

障害のある人が職場の環境、職務、人間関係等に慣れていくよう、また、企業が障害のある人本人の特性や配慮事項を理解した上で雇用管理や技術指導を行えるよう、職場訪問を通じて、障害のある人と企業への助言・提案を一体的に行います。

#### ○心身障害者扶養共済制度（P39）

心身障害者の保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、当該保護者が死亡し、又は重度障害となったとき、当該心身障害者に終身一定額の年金を支給する制度をいいます。

#### ○身体障害者相談員（P33）

身体障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者の相談に応じ、その人の更生のために必要な援助を行う者をいいます。社会的信望があり、かつ、身体障害者の更生援護に熱意と識見を持っている者に市町村が委託します。

#### ○身体障害者手帳（P2）

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する手帳です。手帳の交付を受けるには、知事が指定する専門医（指定医）の診断書と写真を添えて居住地の市福祉事務所、町村障害福祉担当課に申請することが必要です。

#### ○身体障害者補助犬（P17）

身体障害者補助犬法に規定している「盲導犬」、「介助犬」及び「聴導犬」の総称です。公共施設、公共交通機関、不特定多数が利用する施設、障害のある人を雇用する事業所では、身体障害者による身体障害者補助犬の同伴を拒んではならないとされています。

#### ○生活介護事業所（P45）

障害福祉サービス事業所の一つで、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創動的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う事業所をいいます。

#### ○生活福祉資金貸付（P39）

低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、自立した生活が送れるように必要な資金の貸付けを行う制度です。資金の種類には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金及び不動産担保型生活資金があります。富山県社会福祉協議会が実施しています。

#### ○政策目的随意契約制度（P61）

国及び地方公共団体の契約は、競争入札によることが原則とされていますが、障害福祉等の増進といった一定の政策目的を達成するために必要な場合には、随意契約により契約を締結することが

できるとされています。県においても、この規定に基づき障害者支援施設等からの優先調達に取り組んでいます。

#### ○精神科救急情報センター（P34）

緊急の精神科医療相談を希望される方を対象に、24時間いつでもご相談をお受けするほか、必要に応じて医療機関をご案内します。[TEL 076-433-3996]

#### ○精神障害者保健福祉手帳（P2）

精神保健福祉法に基づき交付され、手帳の交付を受けた者に対して、各種の支援策を講じることにより、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。手帳の交付を受けるには、申請書に医師の診断書又は障害年金の年金証書の写し、本人の写真を添えて居住地の市町村役場に申請することが必要です。

#### ○成年後見制度（P20）

認知症高齢者等判断能力が不十分な人を支援し、その人の権利を守るため、財産管理や身上監護（医療契約、住居に関する契約、介護契約）を代理権等が付与された成年後見人等が行う制度です。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と、判断能力が不十分な状態になったときに備えてあらかじめ本人が後見人を選ぶ「任意後見」があります。

#### ○性暴力被害ワンストップ支援センターとやま（P34）

性犯罪・性暴力被害の直後から、相談・カウンセリング等の心理的支援、医療支援、関係機関への同行支援など総合的な支援を可能な限り1箇所で提供する施設。早期に被害者的心身の負担を軽減し、健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進と被害の潜在化防止を目的としています。[TEL 076-471-7879（24時間対応）]

#### ○赤外線補聴システム（P25）

赤外線を用いて難聴者等のコミュニケーションを支援するシステムです。マイク等からの入力音声をFM変調し、赤外線に変換して放射された情報を専用の赤外線レシーバーで受信することにより、明瞭な音声を聞くことができます。

#### ○総合的な学習の時間（P18）

変化の激しい社会に対応して自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てるなどをねらいとした学習の時間をいいます。

### た行

#### ○短期入所（ショートステイ）（P37）

障害福祉サービスの一種で、居宅において障害児者の介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等へ障害児者を短期間入所させて、入浴、排せつ又は食事の介護等の支援を行うものです。

#### ○地域活動支援センター（P43）

障害のある人に創作的活動、生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。市町村が実施する地域生活支援事業のひとつです。

#### ○地域共生型福祉拠点（P19）

高齢者や障害児者等が住み慣れた地域で快適に暮らし続けられるよう、年齢や障害の有無にかかわらずサービスを提供する富山型デイサービス（共生型サービス）を行う事業所などをいいます。

#### ○地域貢献型事業（コミュニティビジネス）（P37）

地域住民が主体となって、地域が抱える福祉、教育等の課題をビジネスの手法を用いて解決する取組。また、地域にある労働力、原材料、ノウハウ、技術といった資源を活用することにより、その

地域の再生にも資するものをいいます。

#### ○地域自立支援協議会（P32）

市町村又は障害保健福祉圏域単位において構成され、関係機関等が障害のある人の支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する組織をいいます。

#### ○地域精神保健福祉推進協議会（P18）

各厚生センターに設置されており、地域住民の精神保健福祉に関する知識の普及啓発や精神障害者の自立と社会参加に対する理解を深め、その協力・支援のための基盤づくりを進める組織をいいます。

#### ○地域包括ケアシステム（P37）

住み慣れた地域において、支援が必要な高齢者等が自立した生活を送ることができるよう介護・医療・住まい・見守り等の総合的な体制を、住民参加を得ながら地域社会全体で支える仕組みのこと。

#### ○知的障害者相談員（P33）

知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行う者をいいます。社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持っている者に市町村が委託します。

#### ○聴導犬（P28）

身体障害者補助犬の一種で、聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声などの情報を伝え、必要に応じて音源への誘導を行う犬をいいます。

#### ○通級による指導（P54）

小・中学校等において、通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を特別な指導の場で行うもの。言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱を対象としています。高等学校は平成30年度より制度化されました。

#### ○低床車両、低床バス（P28）

床面を超低床構造として乗降ステップをなくし、高齢者や児童にも乗り降りが容易なバスをいいます。

#### ○点字図書（P25）

視覚障害のある人のために点字などで記述された図書をいいます。

#### ○点訳奉仕員（P24）

点字図書の増冊、普及に協力するほか、市町村等からの依頼による点字による相談文書の翻訳や回答文書の作成、広報活動等に協力する者をいいます。

#### ○同行援護（P28）

障害福祉サービスの一種で、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行うものです。

#### ○統合失調症（P52）

統合失調症は、幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患です。それに伴って、人々と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障害を受ける（生活の障害）という特徴を併せもっています。

#### ○特別支援学級（P54）

小・中学校等において、障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人一人に応じた教育

を行うもの。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害を対象としています。

#### ○特別支援学校（P18）

障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を幼稚部・小学部・中学部・高等部で行う。視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱を対象としています。

#### ○特例子会社制度（P59）

事業主が障害のある人の雇用に特別に配慮した子会社を設立した場合、一定の要件の下に子会社の労働者を実雇用率の算定において、親事業主の雇用されているものとして取り扱う制度です。

#### ○富山型デイサービス（P18）

年齢や障害の有無にかかわらず、高齢者、障害のある人、子どもなど誰もが住み慣れた地域において、家庭的な雰囲気の下で、きめ細かなケアが受けられる小規模なデイサービスをいいます。

#### ○富山県依存症相談支援センター（P34）

平成30年5月に富山県心の健康センター内に設置。アルコール等の依存症について本人及び家族等からの相談や関係機関との一層の連携促進に関する事業を実施しています。[TEL 076-461-3957]

#### ○富山県介護実習・普及センター（P39）

介護実習などを通じて、県民への介護知識・技術の普及を図るとともに、福祉用具・福祉機器、介護用品の展示、相談、情報提供等により、高齢者等の自立した在宅生活を支援する機関。富山県社会福祉協議会に設置。

#### ○富山県健康・福祉人材センター（P46）

社会福祉法に基づく都道府県福祉人材センターとして、平成3年7月に富山県社会福祉協議会に設置。福祉人材無料職業相談をはじめ、福祉現場説明会や講習会の開催等、福祉人材の確保や定着に関する様々な事業を実施しています。

#### ○富山県高次脳機能障害支援センター（P9）

高次脳機能障害者又はその家族を支援するため、相談支援や高次脳機能障害に係る普及啓発及び研修を行います。富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内に設置しています。

#### ○富山県工賃向上支援計画（P61）

障害者就労支援事業所が工賃向上に向けた取り組みを推進することにより、障害のある人が地域で自立した生活を送れるように支援するために、県の工賃向上に資する具体的な方策等を定めた計画をいいます。

#### ○富山県歯科保健医療総合センター（P48）

地域歯科医療機関では対応が困難な障害のある方々に対する歯科診療、障害児（者）施設や支援学校への訪問による健康教育やブラッシング指導、休日等の救急歯科診療を実施しています。

#### ○富山県手話言語条例（P3）

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現に寄与することを目的とする条例です。平成30年4月1日から施行しています。

#### ○富山県手話施策推進協議会（P25）

県における手話の普及等に関する施策や、富山県手話言語条例の施行に関し必要な事項について知事に意見を述べることを目的として、同条例により設置された組織です。

## ○富山県障害者虐待防止ネットワーク協議会（P21）

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者の虐待防止、障害者虐待を受けた障害者の保護、自立の支援や養護者に対する適切な支援などを行うため設置されている組織です。

## ○富山県障害者芸術活動支援センター（P63）

障害者の芸術活動のさらなる振興を図るため、平成30年7月に開所されました。アール・ブリュット等に関する展覧会のほか、人材育成のための研修や事業所等に対する相談支援等を実施しています。事務局は特定非営利活動法人障害者アート支援工房ココペリ内に設置しています。

## ○富山県障害者権利擁護センター（P21）

障害者虐待の通報・相談の窓口として（福）富山県社会福祉協議会に設置しています。[TEL：076-432-2950（24時間対応）]

各市町村にも障害者虐待の通報・相談窓口として「障害者虐待防止センター」が設置されています。

## ○富山県障害者施策推進協議会（P68）

障害者計画の策定・変更に際して意見を述べ、また、県における障害者施策の総合的かつ計画的な推進及び行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため、条例により設置されている組織です。学識経験者、障害のある人及び障害者福祉関係事業従事者等の委員20名で構成されています。

## ○富山県地域生活定着支援センター（P34）

高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年院等）退所者について、退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める施設。本県では、平成23年10月に済生会富山病院内に設置しています。

## ○富山県難病相談・支援センター（P34）

難病の患者の療養生活に関する各般の問題について難病の患者及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行い、難病の患者の療養生活の質の維持向上を支援することを目的とする施設です。

## ○富山県発達障害者支援センター（P7）

発達障害を有する児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた切れ目のない支援等を行います。富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内に設置しています。

## ○富山県ひきこもり地域支援センター（P34）

ひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口として、ひきこもりの状態にある本人や家族の相談に応じるとともに、ひきこもり支援コーディネーターを中心に、地域における関係機関とのネットワークの構築やひきこもり対策に必要な情報を広く提供するひきこもり支援の拠点。富山県心の健康センターに設置しています。[〒939-8222 富山市蟾川459-1 TEL076-428-0616]

## ○富山県福祉人材確保対策会議（P45）

福祉・介護ニーズの増大や多様化・高速化に対応し、将来にわたって福祉・介護ニーズに適確に対応できる人材を安定的に確保することを目的として、平成20年に設置。関係機関・団体が連携して、情報を共有しながら、有効な方策を検討しています。

## ○富山県民福祉条例（P3）

少子・高齢社会への対応や高齢者、障害のある人等の自立と社会参加を積極的に進めていくため平成8年に制定。この条例に定める基本理念に基づき、様々な福祉に関する施策を総合的かつ計画的

に推進することとしています。

#### ○富山県民福祉推進会議（P27）

高齢者、障害のある人を含むすべての県民が互いに支えあい、幸せに生きる福祉社会の実現を目指して平成9年に設置。福祉フォーラムの開催など、福祉に関する啓発活動等を実施。県民総参加による福祉活動の推進のため、県内各界各層の代表から構成されています。

#### ○とやまパープルリボンキャンペーン（P31）

国における「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年 11/12～11/25）と呼応し、同期間に県で実施するDV防止啓発事業のことをいいます。男女が互いの人権を尊重しあい、暴力を許さないという意識を徹底し、多くの県民にDVに関する情報が届くよう街頭啓発活動やパープル・ライトアップなどを実施しています。

### な行

#### ○難病（P2）

発症の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とするものです。

#### ○二次障害（P48）

本来抱えている様々な障害特性を一次障害と捉えると、環境やかかわりに起因する適応困難な状態は二次障害と捉えられます。二次障害を起こさせないような予防的対応を常に意識しておくことが重要です。

#### ○日常生活自立支援事業（P22）

判断能力が不十分な高齢者や障害のある人等の権利を擁護し、できる限り地域で自立した生活を送ることができるよう、市町村社会福祉協議会が本人との契約により、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う事業です。

#### ○日常生活用具の給付制度（P39）

日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等（政令に定める疾病に限る。）に対し、特殊寝台、点字機、ストーマ装具等、障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により福祉の増進に資することを目的とした事業です。

#### ○日中一時支援（P37）

障害児者の日中における活動の場を確保し、障害児者の家族の就労支援及び障害児者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

#### ○認知症疾患医療センター（P53）

認知症の速やかな鑑別診断や行動・心理状態(BPSD)と身体合併症に対する急性期医療、専門医療相談、関係機関との連携、研修会の開催等の役割を担う専門医療機関をいいます。

#### ○農福連携（P61）

障害のある人の工賃向上や働く場の確保、農業の担い手不足の解消などを図るために、農業者と福祉団体が連携して、障害者等の農業分野での就労を支援する取組をいいます。

### は行

#### ○パーキングパーミット制度（P28）

駐車場の施設管理者の協力の下、行政が障害者等用駐車区画を利用できる対象者の範囲を決めるとともに、申請のあった方に対し、利用証を交付することで、障害者等用駐車区画の適正利用を促進する制度です。

## ○発達障害児（者）（P7）

自閉症、アスペルガー症候群などを含む広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳に何らかの機能障害があり、認知や言語、運動、社会的な能力技術の獲得にかたよりや遅れがある児者をいいます。

## ○発達障害者支援地域協議会（P40）

発達障害に係る関係者等が、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する組織です。平成28年の発達障害者支援法の改正により、都道府県及び政令指定都市での設置が規定されました。

## ○バリアフリー（P13）

障害のある人、高齢者、妊婦や子ども連れの人々が社会生活をしていく上での物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁（バリア）を取り除くとともに、新しいバリアを作らない考え方をいいます。

## ○ピアサポーター、ピア・フレンズ、ピアカウンセリング（P33）

当事者やその家族が、ピア（仲間）として、同じ問題を抱える人の悩みや不安などを共有し、共に考え、支援（サポート）を行うものです。

## ○ヒアリングループ（P25）

難聴者の聞こえを支援する設備で、磁界を発生させるループアンテナを床などに輪のように敷設することにより、そのループアンテナが音声を磁気に変え、その磁気を補聴器や受信機が音声信号として受信することにより、音声として聴くことができるというものです。

## ○避難行動要支援者（P12）

高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者等のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難を確保するため、特に支援を必要とする人のことです。

## ○避難行動要支援者名簿（P30）

市町村が作成する避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、支援が必要な理由などをまとめた名簿のことです。

## ○福祉サービス第三者評価制度（P44）

事業者の提供する福祉サービスの質を、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価することで、事業者自らが事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果を利用者に情報提供し、適切なサービスが選択できるようにすることを目的とした制度です。

## ○福祉タクシー（P28）

道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のことをいいます。

## ○福祉のまちづくり（P17）

県民一人一人が互いに支えあい、協働しながら一体となって、ハード・ソフト両面における取組を行うことにより、人に優しい安全で安心なまちづくりを推進することをいいます。

## ○福祉避難所（P12）

災害発生時に、一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障害のある人等の方々が特別な配慮を受けられる二次的避難所（社会福祉施設や学校の教室などの福祉避難スペース等）のことです。

## ○福祉用具（P39）

障害のある人の生活、学習、就労と高齢者の生活や介護・介助の支援のための用具又は機器。障害のある人等の生活の質の向上と自立促進を目的とします。

## ○ふれあいコミュニティ・ケアネット21（P19）

小地域（概ね小学校区）を単位として、乳幼児からお年寄りまでの要支援者一人ひとりを対象に、その地域住民と医療、保健、福祉関係者が一体となり、見守りや話し相手など制度化されていないサービスを提供し、だれもが地域の中で孤立することなく、安心して生活できる福祉のまちづくりを進めようとするものです。

## ○ヘルプマーク（P22）

義足や人工関節使用者、内部障害や難病、妊娠初期など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人等が着用することにより周囲に支援を必要としていることを知らせるマークです。本県では、平成30年7月から県や各市町村の障害福祉担当課等で配付しています。

## ○放課後等デイサービス（P37）

障害福祉サービス等の一種で、障害のある子どもに対し、放課後や休日等において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うものです。

## ○法定雇用率（P2）

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、民間企業、国、地方公共団体等の事業主に対し、その雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率以上になるよう義務付ける制度です。

## ○ホームヘルプサービス（P11）

障害福祉サービスの一種で、在宅の障害のある人の家庭をホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事などの生活全般にわたる援助を行うものです。

## ○訪問看護ステーション（P37）

病気や障害を持った人が住み慣れた地域や自宅で、その人らしく療養生活を送れるように、看護師等が生活の場へ訪問し、療養上の世話または必要な診療の補助を行う事業所。

## ○補装具（P39）

身体障害者、身体障害児及び難病患者等（告示に定める疾病に限る。）の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具であり、義肢、装具、車いすなど厚生労働大臣が定めるものをいいます。

## ○ボランティアセンター（P19）

ボランティア活動をやってみたい人やすでにボランティア活動に参加している人に対し、自分自身のボランティア体験を活かして相談や助言等を行い、ボランティア活動の推進に協力するため市町村社会福祉協議会から委嘱された人で、地域のボランティア活動の推進役。

### ま行

## ○民生委員・児童委員（P33）

厚生労働大臣から委嘱され、市町村の区域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことなどにより、社会福祉の増進に努める方々。身分は特別職の地方公務員とされ、民生委員は児童委員を兼ねるものとされています。

## ○メンタルヘルスセンター（P19）

精神障害者からの相談に応じ、又は心の健康に関する普及啓発を行う心の健康づくりのボランティアをいいます。

## ○盲導犬 (P28)

身体障害者補助犬の一種で、視覚障害のある人が安全に歩行できるよう、障害物を避けたり、段差や角を教えたりするなど、歩行の補助をする犬をいいます。

## ○盲ろう者向け通訳・介助員 (P24)

視覚障害と聴覚障害の重複障害者である盲ろう者の生活及び支援のあり方について理解と認識を深めるとともに、盲ろう者との日常的なコミュニケーションや盲ろう者への通訳及び移動介助を行うに際し、必要な知識を習得している者をいいます。

### や行

## ○ユニバーサルデザイン (P13)

「全ての人々のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインする考え方。対象を障害のある人や高齢者等に限定していない点が、「バリアフリー」とは異なります。

## ○ユニバーサルデザインタクシー (P28)

車いすのまでの乗降や、補助ステップや握りやすい手すり等による安全でスムーズな乗降ができるなど、身体障害者や、高齢者、妊娠婦、子供連れの人といった様々な人が利用できる構造となっているタクシー車両をいいます。

## ○指點字 (P25)

盲ろう者とのコミュニケーション方法の一つで、盲ろう者の指を点字タイプライターの6つのキーに見立てて、左右の人差し指から薬指までの6指に直接打つ方法をいいます。

## ○要約筆記、要約筆記者 (P24)

聴覚障害のある人に対する情報保障の方法の一つで、聴覚障害のある人に話の内容、会議・講義の内容などをリアルタイムで文字通訳することをいいます。要約筆記者は、要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得している者をいいます。

### ら行

## ○療育手帳 (P2)

療育手帳制度要綱に基づき交付され、知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくすることを目的とした手帳です。手帳の交付を受けるには、写真を添えて居住地の市福祉事務所、町村障害福祉担当課に申請することが必要です。

## ○レスパイト (P38)

「一時休止」、「休息」、「息抜き」という意味を持ち、障害のある人等を日常的に介護している家族等が、心身を癒すため一時的に介護を離れるこをいいます。

## ○朗読図書 (P25)

視覚障害のある人のために内容を音声で収録した図書をいいます。「声の図書」ともいいます。

## ○朗読奉仕員 (P24)

録音図書の増冊・普及に協力するほか、広報活動、文化活動などに協力する者をいいます。

## 障害のある人にかかるマーク

<p><b>障害者のための国際シンボルマーク</b></p>  <p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマーク</p>	<p><b>身体障害者標識</b></p>  <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク</p>	<p><b>聴覚障害者標識</b></p>  <p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク</p>
<p><b>盲人のための国際シンボルマーク</b></p>  <p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマーク</p>	<p><b>耳マーク</b></p>  <p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク</p>	<p><b>ほじょ犬マーク</b></p>  <p>身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴の啓発のためのマーク</p>
<p><b>オストメイトマーク</b></p>  <p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表したマーク</p>	<p><b>ハート・プラスマーク</b></p>  <p>身體内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある人を表したマーク</p>	<p><b>障害者雇用支援マーク</b></p>  <p>障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マーク</p>
<p><b>「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク</b></p>  <p>白杖を頭上50cm程度に掲げた視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようというマーク</p>	<p><b>ヘルプマーク</b></p>  <p>外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク</p>	<p>内閣府ホームページ 「障害者に関するマークについて」 参照 <a href="http://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html">http://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html</a></p>

### 富山県障害者計画（第4次）

平成31年3月

富山県厚生部障害福祉課

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 TEL 076-444-3211／FAX 076-444-3494

(印刷)

地域活動支援センターⅢ型 富山生きる場センター

〒939-8075 富山市今泉312番地

この印刷物は、政策目的随契制度を活用し、富山生きる場センターに発注しました。

